

- 1 件名 平成30年度第1回古賀市情報公開・個人情報保護運営審議会
- 2 日時 平成30年7月31日(月) 14時00分～15時20分
- 3 場所 市役所第1庁舎第2委員会室
- 4 出席委員 中村委員、荻委員、三輪委員、田中委員、小牧委員、渡邊委員
- 5 事務局 小山総務課長、総務課政策法務係(西村、大砂、玖島、南正覚)
- 6 傍聴者 なし
- 7 内容 ①委嘱書の交付
②会議の公開等について
③平成29年度古賀市情報公開制度運用状況報告
④平成29年度古賀市個人情報保護制度運用状況報告

8 会議概要

○事務局

(挨拶)

○会長

平成29年度古賀市情報公開制度運用状況報告について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

平成29年度古賀市情報公開制度運用状況の概要について説明する。

平成29年度市政情報開示請求件数は延べ39件となっている。開示請求者の内訳は、市内からの請求が16件、市外からの請求が23件で、市内からの請求16件のうち14件が個人からのもの、2件が団体からのものとなっている。市外からの請求23件のうち9件が個人、14件が団体からのものになっている。

情報公開を実施した機関別の開示請求件数では、市長が29件、教育委員会が8件、選挙管理委員会が2件となっている。実施機関が複数にまたがっている場合は一つの機関にまとめて計上している。

開示請求に対する決定の状況は、全部開示が21件、部分開示が22件で、不開示が3件となっている。開示請求書1枚の中に複数の案件の開示請求が記載されている場合は、それぞれの案件で開示、部分開示、不開示決定を各一件として処理内容に計上しているため、請求件数と処理内容件数が一致しないところがあるのでご了承ください。

また、不開示、部分開示の理由別内訳は、個人に関する情報が11件、法人に関する情報が12件、審議検討または協議に関する情報が2件、事務事業に関する情報が1件、不存在によるものが8件となっている。1件に対し、不開示とする理由が複数ある場合があるため、3番の表の部分開示と不開示請求が不開示件数の合計件数25件と、4番の表の合計件数の34件は一致していない。なお、これらの決定に対する不服申し立てはなされていない。

また請求件数は前年度比12件増となっている。開示内容の詳細につきましては4ページ以降に添付しているので、ご確認いただきたい。

○会長

それでは、詳細について資料の4枚目以降についてご確認いただきたい

23番と24番であるが、選挙管理委員会の会議録の開示請求が部分開示となっており、その不開示理由が不存在となっている。これは開示請求があがった会議録のうち、会議録があったものは開示して、そもそも会議録がなかったものが不開示となったということか。

○事務局

会議録ができていないものとあり、既に完成しているものに関しては開示、作成中のものについては不開示ということで把握している。

○会長

存在しないというより、作成中だったということで理解してよろしいか。

○委員

請求内容の会議の日付と開示する会議録の会議の日付が23番と24番で対応していない部分もあるが、会議録が存在しないということか、そもそもその日に会議が存在していないから不存在としたものなのか。今の説明だと随分長く会議録を作っていないということになるがどうか。

○事務局

23番の2016年9月26日と12月2日についてなぜ開示されずに24番のときに開示されているのかという質問に関して、選挙管理委員会でこの2つの会議録についてずっと調整は行っていたが、会議録の調整ができておらずにまだ作成できていなかったという状況で23番のときに出せなかったが、24番のときに調整が最終的にできたので開示したということになっている。

○会長

会議録自体は、早目に確定させて、それが開示できない内容があるならばまだ協議途中の案件が含まれているからといった不開示理由に当てはめて開示しないという対応になるかと思う。会議録自体の調整ができないから何年も会議録が確定しないというのは非常に不自然な状態だと思われる。また、この請求があつた1カ月ぐらいで調整が進むというのも不自然である。選管の会議録作成のルールに関して何かご存知であれば教えていただきたい。

○事務局

選挙管理委員会の会議録の作成については選挙管理委員の決定をもって、最終的に開示という形になるものであるが、今回の件に関しては、調整できていなかった。今後の会議録の作成について選挙管理委員会で調整していただくように申し伝えたいと思う。

○会長

会議録が確定しないままにするのではなく、開示できない部分は不開示部分にして、会議録自体は確定しておくという運用にする必要があると思うので、再度確認をお願いします。

○委員

11番であるが薬剤名と保護者への周知方法となっているが、これは記録がなかったということか。

○事務局

散布された薬剤名であるが、業者から報告を求めているということで、当市では把握しておらず薬剤名を記載した文書は存在しないということになっているようだ。また保護者への周知方法については特段周知の措置をとっていないということで、周知に係る文書は存在しないということである。

○委員

子どもの健康に関係することなので、ちゃんと記録を残してほしいと思う。

○事務局

薬剤名について補足説明するが、市が発注する際に具体的な薬剤名を挙げて、これに準ずるものという形で指定はしている。しかし最終的にその薬剤が結果的に何を使用したか報告を受けていないという状況である。身体への影響を考慮して、一応最初の時点で、間口は閉めている形にはなっているので、ご理解いただきたい。

○委員

人体への影響等考えても、確認をするべきことであると思う。

○会長

もし、後日薬剤散布がもとになって何か事案が発生したときに、実際何を散布したのか記録が残っていないというのは問題があるかと思うので、公文書作成のルールや後日の検証の可能性を、薬剤名くらいは残しておくべき等ルール化しておいたほうがいいのではないかと思う。

○委員

28番で、不開示の理由が不存在となっている。この時期に文科省からいじめ問題について、こまめに調査報告するようというので、平成28年までの調査報告があっていると記憶しているので、不存在という不開示理由は正しいのか。

また、いじめ防止対策委員会を設置しなければいけないことになっているが、その会議録がここでの開示請求の対象になっているのではないのか。解釈の問題があると思うが、古賀市でどのような組織体系になっていて、なぜこれが不存在なのかということをご教示いただきたい。

○事務局

不存在の理由であるが、個別の事案についていじめがあったかなかったかと、その内容について、各個別校における対策についての会議は行われていると認識している。しかし、総括的な調査や会議記録があるかという質問に対しては、教育委員会としては全体的な会議については行っていないとの回答であった。また、どのような組織体制でいじめ問題について対応しているかということについては、こちらで確認はできていない。今後確認して全体の会議が行われているのであれば、会議記録の請求がなされれば開示という形にはなると思う。

○委員

平成29年10月26日付けで、文科省から児童生徒の問題行動等の調査結果速報値があっている。したがって、これが不存在であるというのは理解ができないので、確認をお願いしたい。

○事務局

教育委員会に確認し回答する。

○会長

総括的な調査及び会議記録というものをどう捉えたのか、ということである。別の会議等も行われているが、全体を総括するような調査や会議記録というのは不存在ということで学校教育課は回答している。しかしこのタイミングで文科省からの調査が来てるはずだから、その意味では、総括的な調査は少なくとも行われ、その結果はあったのではないかという質問内容である。確認をお願いする。

○委員

2番、8番、14番及び32番は建設課に対するものでとても細かい開示請求が何度も続いているが、こういうような開示請求は公共工事を透明化していくということで、基本的には開示をする方向でされているのか。逆に公正な競争を阻害することもあるので、ある程度の部分開示のガイドラインを設けているのか。市で何か方針等あれば教えていただきたい。

○事務局

基本的には開示の方向で考えているが、8番であれば最低制限価格を開示すると、契約に係るものであるので不都合が生じるということがあるという理由から開示しない運用の方法をとっている。

○課長

併せて設計に使われる単価も確認をした上で公表している。また、特殊工事で見積もりを取得してそれを参考価格としてあげているケースについては、その見積もりを出した業者に対して事前に確認して、開示しても問題なければ開示している。

○会長

最低制限価格は、工事がまだ進行中あるいは契約途中である間は開示できないのか、若しくは工事が完了してしまっても年度が変わっても今後の契約や入札に影響を及ぼす可能性があるもので、完了した後もやはり最低制限価格は開示しないということか。

○事務局

その件は確認して回答したい。ホームページ上で落札価格等は出しているのですが、ある程度業者側は読み取れるのではないかと思うが、この運用に関しては検討させていただきたいと思う。

○委員

26番は何の調査なのか、何を意図するものであるのか理解できない。市ではどういう請求内容だと解釈して、その内容であれば不開示であると判断したのか

○事務局

文科省に提出した調査報告書というものが無い。そのような調査がないということである。

○委員

教科書検定前の閲覧ということはあるのか

○事務局

おそらく市の業務としてそれをやってはいないので、具体的な制度が何かあるのかは把握していない。

○会長

推測であるが、過去に教科書会社が、学校の現場の先生に事前に見てもらって何らかの見返りを渡すというような問題があった。その問題を踏まえて、古賀市ではそのような問題がなかったのかということで開示請求者は調査の記録が残っているか開示請求をしたのかと思う。例えば開示請求を受け付ける窓口で教示をし、開示請求者の趣旨が伝わるような請求内容に書き換えてもらって、それに該当する記録が古賀市で残っていないかを確認し回答するようにすれば良かったのではと思う。

平成29年度古賀市個人情報保護制度の運用状況報告について説明をお願いします。

○事務局

平成29年度古賀市個人情報保護制度運用状況の概要について説明する。個人情報の開示請求は延べ12件となっている。内訳は、市内個人から開示請求が11件、市外個人から開示請求が1件となっている。個人情報保護制度の実施機関別の開示請求件数は、市長部局の12件のみとなっており、その他の実施機関に対しての開示請求はなされていない。開示請求に対する決定の状況は、全部開示が1件、部分開示が9件で、不開示が2件となっている。不開示部分開示の理由別内訳は、個人に関する情報が8件、法人に関する情報が4件となっている。1件に対して不開示等理由が複数ある場合があるため、3番の表と4番の表は数が一致しない。なおこれらの決定に対する不服申し立て等はなされていない。

開示請求の他古賀市個人情報保護条例に基づく個人情報の訂正請求、削除請求、目的外利用等の中止請求、是正の申し出もなされていない。

請求件数は前年度比1件増となっていて、平成26年から表に載せているが昨年度が最多となっている

○会長

それでは詳細一覧について、ご質問等あればお願いします。

○委員

確認であるが、11番と12番は請求者は別の方か。

○事務局

11番と12番の請求者は別の方になっている。

○会長

2番も請求内容が似ている。

○事務局

2番の請求者も別の方である。

印鑑登録や戸籍住民票の交付申請書の開示請求が昨年度かなりあったと思う。

○会長

3番の私の世帯に係る生活保護のケース記録であるが、このケース記録は非常に開示不開示の線引きが難しい案件だと思われる。不開示情報として、第三者の氏名や第三者とのやりとりの記録のうち、第三者の権利利益を害するおそれのものとということで線引きをされているが、線引きのルールや運用の仕方等あれば教えていただきたい。

○事務局

第三者の権利利益が害されるおそれがある場合として、第三者のみが窓口に来て、本人に関する話をした場合等に、本人の了解を得て話したかどうかわからないような内容については、後に本人からその第三者に対して責任追及等をなされる恐れがあるという理由で、黒塗りをする場合がある。

基本的には、第三者が話した内容についてその良し悪しというよりも、本人の承諾を得られているか否かの基準で黒塗りをすることとしている。

○会長

その場合は本人の家族や親族であったとしても、第三者として本人の同意が取れていないということで、黒塗りをする対応ということか。

○事務局

家族の場合は、同一世帯かどうかによって異なる場合がある。同一世帯でない場合は、基本的には一緒に窓口に来ていない限りは、家族であっても、第三者と同じように取り扱っているという状況である。

○委員

先程本人の言質が取れていないので開示ができないというお話であったが、逆に言質が取れていれば開示していいということか。

○事務局

第三者の権利を害する場合として考えられるのは、本人のプライバシーを害するという点で責任追及されるのではないかという観点である。本人の了解が得られている内容について、同じ内容を話しているのであれば、黒塗りする必要はないのではないかというような判断をしている場合があるということである。

○会長

この場合の第三者というのは、第三者ご本人ということか。

○事務局

第三者と生活保護受給者本人と一緒に来庁され、そこで話した内容の記録がある場合で、後日、第三者のみが来庁し話をする場合がある。そのお話しした内容等について、本人と一緒に来た時と同じ内容であれば本人自身が話したことと同じであるので、改めて黒塗りする必要がないと判断する場合があるということである。

なるべく開示をするということで検討をしているので、本人が話した内容を重ねて要望として話したような場合については、本人がその第三者が来庁したことを知らない場合については全部不開示なるかと思うが、そのことを知っている場合については、内容によって開示不開示を判断している。そのような意味では、第三者に関しては、一つ一つの記録について検討を要する場合がある。

○委員

第三者が単独で来庁した日について本人が知らない場合には、そこを全部黒塗りにするということだが、それはどのような話の内容で分かるのか。本人に全て聞くのか。

○事務局

例えば本人が事前に電話で、自分の代わりに第三者が来庁するからと連絡をすることがある。その場合は第三者が来庁することを本人が知っているということにな

るので、そのような判断をしている。後で改めて、本人が知っていたかどうかを確認することはない。

○委員

本人が電話で了承しているということで、それを言質として第三者が来庁するということだが、その際は窓口で委任状を要求することはなく、本人が電話でいいということであれば第三者と本人についての話をしても問題はないのか。

○事務局

委任状等がなくても、第三者が来庁したときに本人に関する話を担当職員が話していいのだが、内容にもよると思うが、それまで毎回ずっと一緒に来庁し、本人とも面識がある状況で電話がなされているのに、担当職員が本人と一緒にないという理由で第三者と話ができないというのが現実的にできるかは難しいところがあると思う。実際に第三者のみ来庁し、窓口で対応した事蹟はある。

○会長

記録上何もなく電話のやりとりだけで、言質のとこだけでやっているとまずいことが起こるのではないかということであるが、その記録上でも確認できることであれば、妥当な対応だと思う。

○委員

4番について、不開示情報の開示請求者以外の個人というのは受任者の個人であり、免許証の番号が不開示となっているが、免許証の写しは添付されないのか。

○事務局

免許証を添付するように要求されているかどうかについては分からない。

今回請求されていたのが申請書と委任状であったので、申請書と委任状の情報について黒塗りした部分の中に免許証の番号が入っていたということである。

○委員

委任状に免許証の番号が書いてあったということか。

○課長

本人確認は、公的書類で確認している。その場合免許証で確認した場合は免許証の番号を控えている。

○会長

本人確認をした際に免許証で確認したので、免許証の番号について記録を残しておいたということである。その番号を不開示としたということである。

○委員

7番、8番の採用試験の請求者の成績の開示請求だが、以前同じような開示請求のときに、1次試験の結果だけ開示、面接等の成績は不開示であると説明を聞いたと思うのだが、今回の開示決定は取扱いが変わったのか。

○事務局

1次試験の結果及び2次面接の成績全てについて請求者本人の部分は開示しているがはっきりと記憶していないので確認して回答したい。

○委員

9番の職務上請求書であるが、以前確か事業を営む個人の情報のところで印影だ

けを黒塗りにしたという報告があったと思うが、ここには個人の情報とあるので氏名、事業所全てが含まれているのか。具体的にどのような情報を不開示にしたのか、一律このような取り扱いをしているのか。

○事務局

基本的には印影のみを不開示にしている。弁護士や司法書士の個人名、法人名、電話番号等については開示することになっている。ただ事業を営む目的の部分は事業に関する部分なので不開示にしている。この9番についても、請求の目的の部分及び印影の部分について不開示としていると認識している。

○委員

5番の不開示の理由の法人に関する情報、法人の印影及び法人に関する情報というのは何を指しているのか。

○事務局

先に1点訂正させていただきたい。請求に係る個人情報の件名に誤記があり、「私の」となっているが、ここは「請求者の」の誤りである。

法人の印鑑の印影が載っていたのはおそらく委任状の部分ではないかと思う。開示請求書上には記載されていないが、おそらく請求者本人に確認したところ、その旨請求されていたので委任状についても開示したものである。委任状に法人の情報、法人の印鑑の印影があったためにそれについては不開示としたということである。

○委員

この法人の情報とは何なのか。

○事務局

確認して回答する。

○会長

いくつかの確認事項について、後日回答をお願いしたい。

その他事務局から何かあるか。

○事務局

特にない。

○会長

それではこれで第1回古賀市情報公開・個人情報保護運営審議会を閉会する。